

新旧対照表

○神奈川県土地利用調整条例施行規則

新	旧																								
<p>附 則 (施行期日) 1 (略) (経過措置) 2 条例附則第2項に規定する規則で定める市町村は、次に掲げるものとする。 (削除)</p> <p>(1) 松田町 (都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域に限る。) (2) 山北町 (3) 箱根町 (4) 真鶴町 (5) 湯河原町</p> <p>3 (略)</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 (略) (経過措置) 2 条例附則第2項に規定する規則で定める市町村は、次に掲げるものとする。 (1) <u>相模原市 (都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域又は同法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域に限る。)</u> (2) 松田町 (都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域に限る。) (3) 山北町 (4) 箱根町 (5) 真鶴町 (6) 湯河原町</p> <p>3 (略)</p>																								
<p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="152 1045 1055 1321"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>土地利用目的</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>公園及び緑地</td> <td>公園、公共の用に供する広場及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第3条第1項に規定する緑地(1の項、<u>2の項</u>及び16の項に掲げるものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	土地利用目的	内容	(略)	(略)	(略)	3	公園及び緑地	公園、公共の用に供する広場及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第3条第1項に規定する緑地(1の項、 <u>2の項</u> 及び16の項に掲げるものを除く。)	(略)	(略)	(略)	<p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1137 1045 2018 1321"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>土地利用目的</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>公園及び緑地</td> <td>公園、公共の用に供する広場及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第3条第1項に規定する緑地(1の項及び16の項に掲げるものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	土地利用目的	内容	(略)	(略)	(略)	3	公園及び緑地	公園、公共の用に供する広場及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第3条第1項に規定する緑地(1の項及び16の項に掲げるものを除く。)	(略)	(略)	(略)
番号	土地利用目的	内容																							
(略)	(略)	(略)																							
3	公園及び緑地	公園、公共の用に供する広場及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第3条第1項に規定する緑地(1の項、 <u>2の項</u> 及び16の項に掲げるものを除く。)																							
(略)	(略)	(略)																							
番号	土地利用目的	内容																							
(略)	(略)	(略)																							
3	公園及び緑地	公園、公共の用に供する広場及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第3条第1項に規定する緑地(1の項及び16の項に掲げるものを除く。)																							
(略)	(略)	(略)																							

